

# 4 予防業務の状況



(予防業務)

# 全国統一防火標語

昭和41年度	火の始末人にたのむな 任せるな	平成 9 年度	つけた火は ちゃんと消すまで あなたの火
昭和42年度	さあ ねようアッそのまえに火の点けん	平成10年度	気をつけて はじめはすべて 小さな火
昭和43年度	あなたは火事の恐ろしさを知らない	平成11年度	あぶないよ ひとりぼっちにした その火
昭和44年度	今捨てたタバコの温度が 700 度	平成12年度	火をつけた あなたの責任 最後まで
昭和45年度	防火三百六十五日	平成13年度	たしかめて。火を消してから 次のこと
昭和46年度	いま燃えようとしている火がある	平成14年度	消す心 置いてください 火のそばに
昭和47年度	慣れた火に 新たな注意	平成15年度	その油断 火から炎へ 災いへ
昭和48年度	隣にも声かけあってよい防火	平成16年度	火は消した? いつも心に きいてみて
昭和49年度	生活の一部にしよう 火の点検	平成17年度	あなたです 火のあるくらしの 見はり役
昭和50年度	幸せを明日につなぐ 火の始末	平成18年度	消さないで あなたの心の 注意の火。
昭和51年度	火災は人災 防ぐはあなた	平成19年度	火は見てる あなたが離れる その時を
昭和52年度	使う火を消すまで離すな 目と心	平成20年度	火のしまつ 君がしなくて 誰がする
昭和53年度	それぞれの持場で生かせ 火の用心	平成21年度	消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子
昭和54年度	これくらいと思う油断を火が狙う!	平成22年度	「消したかな」 あなたを守る 合言葉
昭和55年度	あなたです! 火事を出すのも防ぐのも	平成23年度	消したはず 決めつけないで もう一度
昭和56年度	毎日が防火デーです ぼくの家	平成24年度	消すまでは 出ない 行かない 離れない
昭和57年度	火の用心 心で用心 目で用心	平成25年度	消すまでは 心の警報 ON のまま
昭和58年度	点検は 防火のはじまり しめくくり	平成26年度	もういいかい 火を消すまでは まあだだよ
昭和59年度	“あとで”より “いま”が大切 火の始末	平成27年度	無防備な 心に火災が かくれんぼ
昭和60年度	怖いのは「消したつもり」と「消えたはず」	平成28年度	消しましょう その火その時 その場所で
昭和61年度	防火の大役 あなたが主役	平成29年度	火の用心 ことばを形に 習慣に
昭和62年度	消えたかな! 気になるあの火 もう一度	平成30年度	忘れてない? サイフにスマホに火の確認
昭和63年度	その火 その時 すぐ始末!	令和元年度	ひとつずつ いいね!で確認 火の用心
平成元年度	おとなりに あげる安心 火の始末	令和2年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル
平成2年度	まず消そう 火への鈍感 無関心	令和3年度	おうち時間 家族で点検 火の始末
平成3年度	毎日が 火の元警報 発令中	令和4年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心
平成4年度	点検を 重ねて築く “火災ゼロ”	令和5年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来
平成5年度	防火の輪 つなげて広げて なくす火事	令和6年度	守りたい 未来があるから 火の用心
平成6年度	安心の 暮らしの中心 火の用心		
平成7年度	災害に 備えて日頃の 火の用心		
平成8年度	便利さに 慣れて忘れる 火のこわさ		

## 予防業務の概要

令和6年4月1日現在、管轄地域における防火対象物は6,977対象物、危険物施設は481施設である。

地域別では、防火対象物は「三島市」3,277対象物、「裾野市」2,092対象物、「長泉町」1,608対象物で、危険物施設は「三島市」137施設、「裾野市」210施設、「長泉町」134施設である。

## 防火管理実施概要

消防法は、学校、病院、工場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届出なければならないことを定めている。

また、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならない。

令和6年4月1日現在の管轄地域の防火管理状況は、防火管理者選任率78.7%、消防計画届出率75.6%となっている。

# 違反対象物公表制度

平成 29 年 4 月 1 日、重大な消防法令等違反のある建物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公開する「違反対象物公表制度」の運用を開始した。

これは、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的としている。

対象となる建物は、劇場、映画館、飲食店、物品販売店、ホテル、病院及び社会福祉施設等不特定多数の者が利用する建物で、消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備について、設置義務があるにも関わらず、当該設備を構成する機器等が一切設置されていないものである。

当該建物については、違反が是正されたことを確認できるまでの間、富士山南東消防本部ホームページへの掲載により、建物の名称及び所在地、違反の内容等の情報が公表される。

違反対象物公表件数

年度	件数
平成 29 年度	0 件
平成 30 年度	0 件
令和 元 年度	0 件
令和 2 年度	2 件
令和 3 年度	3 件
令和 4 年度	1 件
令和 5 年度	0 件

# 防火対象物数及び査察状況

(令和5年度)

項目		計	防火対象物数			査 察 実施数	防 火 管理 者 選任 義 務 対 象 物 数	防 火 管理 者を 選任して いる 防火対象物 数	消防計画を 作成している 防火対象物数		
防火対象物の区分 (対象物数)			三 島 市	裾 野 市	長 泉 町				選任率 (%)	届出率 (%)	
合 計		6,977	3,277	2,092	1,608	1,399	1,481	1,166	78.7	1,119	75.6
1	イ	劇場等	6	3	2	1	1	5	5	100.0	5
	ロ	公会堂等	136	45	61	30	38	134	123	91.8	121
2	イ	キャバレー等									
	ロ	遊技場・ダンスホール	18	5	8	5	7	12	12	100.0	12
	ハ	性風俗店舗等									
	二	カラオケボックス等	3	3			1	2	2	100.0	2
3	イ	待合・料理店									
	ロ	飲食店	121	58	44	19	31	95	69	72.6	62
4		百貨店・マーケット	238	96	90	52	71	178	137	77.0	128
5	イ	旅館・ホテル等	47	15	26	6	23	25	25	100.0	25
	ロ	共同住宅等	2,663	1,313	695	655	408	193	146	75.6	142
6	イ	病院等	114	56	30	28	45	33	29	87.9	29
	ロ	老人短期入所施設等	68	34	21	13	28	64	59	92.2	57
	ハ	老人デイサービス等	133	64	41	28	56	83	71	85.5	71
	二	幼稚園・盲学校等	24	8	12	4	4	22	22	100.0	22
7		学校・各種学校	194	93	78	23	53	60	53	88.3	53
8		図書館等	15	5	1	9	7	6	5	83.3	5
9	イ	蒸気・熱気浴場等	1		1			1	1	100.0	1
	ロ	公衆浴場	5	2	3		1	3	3	100.0	3
10		停車場等	4	1	2	1	1				
11		神社・寺院・教会	91	64	21	6	5	35	13	37.1	12
12	イ	工場・作業所	860	322	317	221	160	70	64	91.4	60
	ロ	映画・テレビスタジオ	26	26							
13	イ	駐車場等	157	131	13	13	12				
	ロ	飛行機等の格納庫	361	361							
14		倉庫	594	350	128	116	69	6	5	83.3	5
15		その他の事業所	631	221	225	185	179	130	104	80.0	101
16	イ	特定複合用途	242		153	89	137	263	172	65.4	162
	ロ	特定以外複合用途	223		119	104	60	61	46	75.4	41
16の2		地下街									
16の3		準地下街									
17		文化財等	2	1	1		2				

# 消防同意の事務処理状況

消防同意とは、消防が防火の専門家という立場から建築物の火災予防について、設計の段階から関与して建築物の安全性を高めるために設けられた制度である。消防は、建物の建築確認に際しての同意などを通じて防火、防災に対する指導を行っている。

(令和5年度)

申請要旨 (件)	合 計	三島市		裾野市			長泉町			
		小 計	指 導 無 し	指 導 有 り	小 計	指 導 無 し	指 導 有 り	小 計	指 導 無 し	指 導 有 り
合 計	195	95	57	38	48	23	25	52	33	19
新 築	190	92	56	36	47	22	25	51	33	18
増 築	4	2	1	1	1	1		1		1
改 築										
用途変更	1	1		1						
修 繕										

# 消防用設備等の検査状況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設であり、火災による被害の軽減を図るという消防の目的を達成するために不可欠なものである。

(令和5年度)

(件)	合 計	消防設備						警報設備			避難設備			消 防 用 水	消火活動上 必要な施設		
		消 火 器	屋 内 消 火 栓 設 備	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	特 殊 消 火 栓 設 備	屋 外 消 火 栓 設 備	動 力 消 防 ボ ン プ	自 動 火 災 報 知 設 備	火 災 通 報 裝 置	非 常 警 報 設 備	漏 電 火 災 警 報 設 備	避 難 器 具	誘 導 燈	誘 導 標 識	非 常 コ ン セ ン ト 設 備	連 結 送 水 設 備	連 結 散 水 設 備
合 計	265	41	12	6	1	1		110	11	10		9	53	11			
三 島 市	131	19	6	6				47	6	9		4	31	3			
裾 野 市	53	8	4		1	1		25	3	1			6	4			
長 泉 町	81	14	2					38	2			5	16	4			

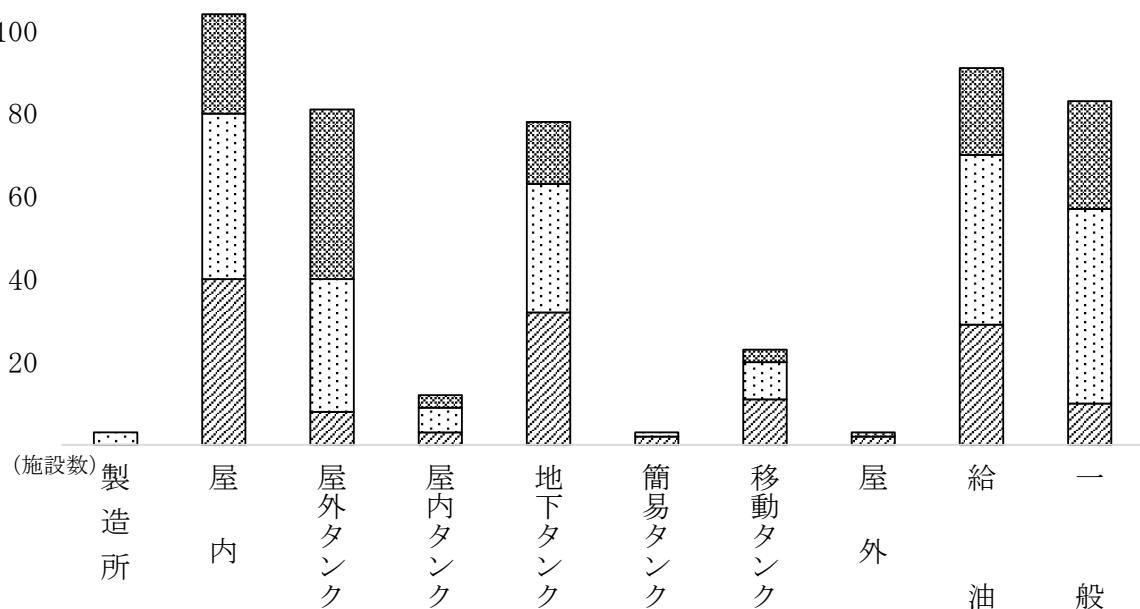
# 危険物施設数

(令和5年度)

(施設数)		合計	製造所	貯蔵所						取扱所		
				屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	一般
合 計		481	3	104	81	12	78	3	23	3	91	83
地域別	三島市	137		40	8	3	32	2	11	2	29	10
	裾野市	210	3	40	32	6	31	1	9		41	47
	長泉町	134		24	41	3	15		3	1	21	26
<sup>14</sup> 倍数別	5倍以下	175		54	21	9	34	3	17	2	6	29
	5倍を超える 10倍以下	98	1	24	8	3	21		3	1	12	25
	10倍を超える 50倍以下	117		18	28		16		3		37	15
	50倍を超える 100倍以下	34	2	3	12		6				4	7
	100倍を超える 150倍以下	9		3	2		1				2	1
	150倍を超える 200倍以下	8		2	2						4	
	200倍を超える 1,000倍以下	38			6						26	6
	1,000倍を超える 5,000倍以下	2			2							
	5,000倍を超えるもの											

120

■三島市 □裾野市 ▲長泉町



<sup>14</sup> 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表第1で定める指定数量で除して得た数値である。

# 危険物関係事務処理状況

(令和5年度)

区分	種別	合計	製造所	貯蔵所						所扱取		左記以外		
				屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	一般		
	合計(件)	205		6	7	4	1	10		5		37	132	3
地域別	三島市	32				4	1	2		5		12	5	3
	裾野市	109		6	7			8				19	69	
	長泉町	64										6	58	
事務処理区分別	設置	許可	3			1			1					1
		完成	1			1								
	変更	許可	63	2	2	1		1				13	44	
		完成	59	2	1	1		1				13	41	
	常置場所変更	許可	1							1				
		完成	4							4				
	仮使用承認	50		2	2							9	37	
	仮貯蔵・仮取扱承認 <sup>15</sup>	8						5				2	1	
	水張検査 <sup>16</sup>	12				2	1					6	3	
	水圧検査	4						2					2	

<sup>15</sup> 仮貯蔵・仮取扱承認の項目欄の左記以外とは、許可施設以外の場所の承認数をいう。

<sup>16</sup> 水張検査の項目欄の左記以外とは、許可施設以外の場所の検査数をいう。

## 消防法による届出状況

(令和5年度)

根拠条文	届出の種類	届出件数（件）			
		合計	三島市	裾野市	長泉町
法第9条の3	圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出	55	31	7	17

## 火災予防条例による届出状況

(令和5年度)

根拠条文	届出の種類	届出件数（件）			
		合計	三島市	裾野市	長泉町
	合 計	1,239	540	505	194
条例第23条	火の使用に関する制限等	40	26	5	9
条例第43条	防火対象物の使用開始の届出等	152	83	38	31
条例第44条	火を使用する設備等の設置の届出	81	27	31	23
条例第45条	火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出	388	143	210	35
条例第45条	煙火の打上げ又は仕掛け	104	15	87	2
条例第45条	催物の開催				
条例第45条	水道の断水又は減水	6		5	1
条例第45条	道路工事	255	126	75	54
条例第45条	露店等の開設届出書	170	108	34	28
条例第46条	指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等	43	12	20	11
条例第47条	指定数量未満の危険物等を貯蔵及び取扱うタンクの水張（水圧）検査				

